

（一面から続く）
しかし、過去の間違つた言動は一切許されないものであろうか。反省して立派な活動をしている人を過去の言動だけで社会から排除することは明らかに行き過ぎだ。

キヤンセル・カルチャードに対し、米国でも批判が高まっている。オバマ大統領も「社会をより良くすることも、良い変化をもたらすこととも違うのです」と批判している。匿名で他者を攻撃するキヤンセル・カルチャーは、攻撃性を高め、不寛容に陥ってしまうそれが強い。また、攻撃される人を擁護したり、異なる意見を述べたりすることも難しくなる。社会全体に不寛容な風潮が

▼私たちに見えている世界は脳が作り出したモノだそうです。網膜から伝えられた電気信号や鼓膜の振動による電気信号を、脳が色や音として認識します。单なる光（電磁波）や空気の振動が、脳によって美しい花々や心躍らせる音楽などあります。素晴らしい脳

元大統領も「社会をより

良くすることも、良い変化をもたらすこととも違うのです」と批判している。匿名で他者を攻撃するキヤンセル・カルチ

が高まっている。オバマ大統領も「社会をより良くすることも、良い変化をもたらすこととも違うのです」と批判している。匿名で他者を攻撃するキヤンセル・カルチ

強まってしまい、言論や表現の自由が制約され、息苦しい社会になる。

逃れられない偏り

差別発言などの言動に対する非難や攻撃は、誰からも批判されることがない。しかも、社会的地位の失墜などの社会的制裁を与えることになれば大きな満足が得られる。そのためには裁判を加えるまで攻撃を続け、ときに自殺にまで追い込んでしまう例もある。これは私的制裁であり、許してはならない。

差別や蔑視発言は誰でもする可能性がある。人は、生まれ育った環境や様々な経験により物の見方や考え方方が形成されるために偏見から逃れられることもある。このように人間の脳は自分に都合の良いように辯護合わせをする傾向がある。情報が不足すると、脳は自分の都合の良い情報で補正してしまうため、人は偏りや偏見から逃れられない。人は、無意識下にある偏見に従った言動や思考をするのだ。

偏見なんか持っていないといふ人ほど、実は今回吉野家の元常務のように落とし穴にはまつて読売テレビの「そこまで言つて委員会NP」で元参議院議員の田島陽子氏は「男の人にとって女性蔑視発言は穴と袋なんですよ」と発言した。このように人は様々な偏見を持つている。だから、軽度の差別発言は反省し、謝罪すれば許される寛容な社会こそが望ましい。

政治運動に利用

東京五輪・パラリンピック大会組織委員会の会長だった森喜朗氏が、女性蔑視発言で辞任に追い込まれた際には、「差別発言に対する『ゼロトレランス』（一切対応しないことを示す）」などの指針を通じた具体的な再発防止策の実施を求める署名運動も行われた。犯罪者に対してさ

うとする脳の働きです。でも、味なども同じようには感じないです。▼脳は、目から入ってくる情報で、何でもかんでも辯護が合うように解釈する癖もあります。一方で反対意見などの情報は無意

のだと考えます。

▼ブーチン大統領は、偉

たいとき、自分の考え方や仮説に合う都合の良い情

報や正当化する情報を無

意識に集める傾向があり

ます。一方で反対意見などの情報は無意

のだと考えます。

▼ブーチン大統領は、偉

たいとき、自分の考え方や仮説に合う都合の良い情

報や正当化する情報を無

意識に

水産庁の組織改編と専門家の登用を

科学的データに基づく資源保護を最優先

〈天録時評〉

漁業再生

わが国の漁獲量は昭和五十九年（一九八四）から減少を続け、最近では最盛時の三分の一以下になり、消費量の約四〇%を外国からの輸入に依存している。水産資源の争奪戦も激化する中、国民の食料確保という観点からも、衰退する水産業の再生が待たない。政府はようやく漁業法を改正したものの、新たな資源管理システムの構築は遅れ、補助金の見直しは足踏みを続いている。科学的データに基づく新たな水産政策に相応しい組織の改編と優秀な専門家の登用が不可欠だ。

遅々とした歩み

水産政策の見直しのために平成十三年に制定された水産基本法から二十年近くたつて、漁業法が七十年ぶりに抜本改正され、令和二年十二月によく施行された。漁業法は、連合軍最高司令官総司令部（GHQ）の下で、昭和二十四年（一九四九）十一月に成立したものだ。わが国の漁業の近代化を阻み、早くから時代遅れとして改正が叫ばれていたが、漁業協関係者などの反対で延び延びにされてきた。改正漁業法には、懸案であった「漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し」や「水産資源の保存及び管理のための措置」がようやく盛り込まれた。また、今年三月には、五年毎に策定される水産基本計画も発表された。これで世界から二周も三周も遅れたが、国は漁業が再生されると期待したいところだが、現実の改革の歩みは遅々としている。

時代遅れの規制

改正漁業法によって、水産資源の保存、管理が条文に明記された。科学的データに基づく漁獲可能な量により漁獲制限など期待したいところだが、現実の改革の歩みは遅々としている。

漁業協定などの締結に伴う資源の持続性の確保

漁業協定などの締結に伴う資源の持続性の確保

漁業法の改正のボイン

トは、科学的データに基づく漁獲可能量（TA

C）を設定し、漁業者へ

の個別担当による資源保

護や管理の導入だ。国立

研究開発法人水産研究・

教育機構などの第三者機

関が資源調査や評価を行

い、その結果を基に政府

の「資源管理方針」に基

づく漁獲可能量を定める検討会を経て漁獲可

能量が決定される。

その決定を受けて水産

府が作成した素案を基に

なります。しかし、これまでのよ

うな悪弊を繰り返しては

ならない。

圧力に弱い水産行政

漁業法の改正が前歴がある。

そのために資源が悪化し、

世界から批判された。水

産行政は、漁協関係者の

ために資源が悪化し、

設定した前歴がある。そ

の回復を図らなくては

ならない。

しかし、これまでのよ

うな悪弊を繰り返しては

ならない。

これまでのよ

うな悪弊を繰り返しては

<天録時評>

外国人参政権は憲法違反

第九十三条に「日本国籍」の明記を

昨年、東京都武蔵野市で外国人にも日本人同様に住民投票権を付与する条例が提出された。自治体であっても、政策決定に短期間しか住んでいない外国人を関与させることは、安全保障上の問題もある。こうした条例案や外国人の地方参政権の付与を求める運動が繰り返されるのは、憲法第九十三条第二項の「住民」が日本人以外も含むと歪曲解釈をする人々がいるからだ。それを防止するために「日本国籍を有する住民」と明記すべきだ。

危険な外国人参政権

東京都武蔵野市では、昨年十二月の定例議会において、市内に三ヶ月以上居住する十八歳以上の外国人の人にも市政に関する重要な事項に関して住民投票権を与える「常設型住民投票条例制度を確立する住民投票条例案」が審議された。結果的に「一定の基準が必要だ」などの反対多数で否決されたが、松下玲子市長は改めて条例案を検討する考えを示している。

この住民投票条例案には、「議会と市長は結果を尊重する」と明記されている。市長や市議会議員が、住民投票の結果を無視することはできず、市政が左右される可能性は大きく、投票権を持つ外国人の主張が政治的な

影響を与えることは、安心保障上の問題もある。こうした条例案や外国人の主張が政治的な生じてしまう。地方自治

においても国家意識は不可欠であり、国益を守るためにも日本人と外国人を同時に扱う条例は制定すべきではなく、再び審議されるようなことがあれば否決すべきだ。

住民は日本国民

日本国憲法では、第八章「地方自治」に四カ条(第九十二～九十五条)を設け、地方政府である地方公共団体の性格・首長や議員の選挙法、条例制定権などについて規定している。そのうち、第九十三条第二項の「地方公共団体の住民」について、外国籍の人も含まれるべきと主張する憲法学

者もいる。地方自治法の第十一条第一項で、住民が「市町村の区域内に住所を有する者」とされており、市長や市議会議員が「日本国籍を有する」と主張する可能性がある。

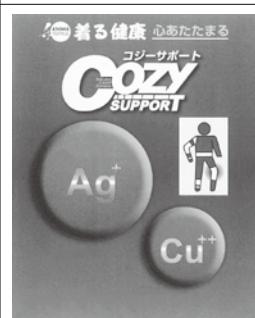
沖縄県名護市のような国防に係る案件を抱えている自治体では、国の安全保障を損なう危険性が生じてしまう。地方自治

は、住民投票の結果を尊重することによって、市長や市議会議員が、住民投票の結果を無視することはできず、市政が左右される可能性は大きく、投票権を持つ外国人の主張が政治的な生じてしまう。地方自治

株式会社アミックグループ

32°C化粧品
AthleteX化粧品
(アスリート専用化粧品)

<http://www.athletex.jp>
TEL:042-580-0851
FAX:042-580-0852



株式会社エヌユー
コーポレーション

代表取締役 植木 伸隆

〒662-0872
兵庫県西宮市高座町8番5号
TEL/FAX 0798-20-7432

ショッピングセンター・ベル内

コジー店

福井県丹生郡越前町陶の谷28-10
協和テキスタイル
TEL 0778-32-3039
info@kyowa-textile.com
www.kyowa-textile.net

健康で楽しい生活を応援します
はたらく
傍楽コラーゲン

- ・美肌と丈夫な骨に欠かせないコラーゲン。
- ・ほぼ100%純度のコラーゲンペプチドです。

1日1包=5グラムの健康習慣

骨太生活を応援する

30包パック = 3,240円(税込)
100包パック = 10,800円(税込)

●お問い合わせ・お申し込みは

(株)日本時事評論社 社会貢献事業部
TEL.050-3532-5152 FAX.083-928-1113
インターネットでのご注文は: info@nipponjijihyoron.co.jp

新潟陸運局認可/新自賃第267号

有限会社

ビーシー・コックセンター

代表取締役 安達 俊男

本社 〒997-0341

山形県鶴岡市下山添字一里塚65

TEL (023) 57-2885

FAX (023) 57-2830

山形営業所 〒990-0401

山形県東村山郡中山町大字長崎1259-1

TEL (023) 662-6561

FAX (023) 662-6562

埼玉県鶴ヶ島市

TEL : 049-279-3807

環境適応素材の開発に取り組む

(有)ユマコーポレーション

代表取締役 植葉 勇二

埼玉県鶴ヶ島市

TEL : 049-279-3807

あなたの住まいを見つけて

(株)吉川不動産

東京都東村山市秋津町5-12-5

Tel.042-391-1111

E-mail:info@yoshikawa-re.co.jp

〈天錄時評〉

致死率に見合った対応に転換を

新型コロナ

早期発見・早期治療を可能に

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上では入院隔離が必要な「2類」に相当に位置づけられている。しかし、実際は自宅待機やホテル療養などで厳格な入院隔離とは程遠い対策を行っている。しかし、陽性と判明すると保健所の管理下となり、医師ですら勝手に治療をすることはできず、高齢者施設や自宅などでの療養者が治療を受けることなく重症化し、死亡する事態も発生している。約八割が無症状か軽症である新型コロナは、「5類」に位置づけて、すべての医療機関で早期治療できるようにし、医療費負担の問題などをついては特例で法律を定めるなど、臨機応変に対応すべきである。

すでに骨抜き

卷之三

主な感染症の致死率比較		
	感染症	致死率
1類	エボラ出血熱	25~90%
2類	SARS	14~15%
	MARS	約35%
	オミクロン株	約0.13%

本会議で、岸田首相は、新型コロナを「新型インフルエンザ等感染症」に分類し、感染者を入院隔離する「2類」に位置づけて感染症対策を行つてきている。その一方で、新型コロナの特徴が明らかになるにつれ、また、感染者の急増等で医療現場が逼迫したため、「2類」相当に位置づけて感染症法上の「2類」に引き下げるに現実的ではないとの考え方を示した。その根拠として、オミクロン株は致死率や重症化率がインフルエンザより高く、変異の可能性もあることや、「5類」に変更した場合に、知事の判断で自宅療養や外出自粛の要請がでるに、すべての陽性者に対して入院勧告が行われていたが、現在は自宅療養やホテル療養が可能となっている。また、感染者数が激増したオミクロン株の第六波では、軽症者の健康観察を自身が行う

「特定少年」とは、事件を起こした十八歳と十九歳の男女のことを指します。二十歳だった成人年齢が、改正民法の施行で令和四年四月一日から十八歳に引き下げられました。併せて少年法も改正され、重大犯罪を犯した十八歳と十九歳の男女は大人に準じた扱いになります。

追跡しないという策も講じられている。これでは「2類」相当としていることの意味はない。

新型コロナに感染すれば
現在の「2類」相当の対
策では、感染封じ込めの
ために「隔離」すること

近くの医療機関で季節性インフルエンザのように治療ができれば、早期治療が可能で、容態が急変するようになりました。

また、これまで十九歳以下の犯罪は実名報道が禁止されていました。しかし「特定少年」につい

い。政府は、新型コロナの状況に応じた政策転換を躊躇せざり行い、国民の命を守っていくべきだ。

では、起訴された場合には実名報道の禁止が解除されます。

一方で、「特定少年」は立ち直る可能性が考慮され、最高検察庁は全国の検察に実名の公表の検討は、重大で影響が深刻な事件にすべきと通知しています。成人年齢が十八歳に引き下げられ、改正少年法でも重大犯罪を犯した十八歳と十九歳の男女は大人に準じた扱いになりましたが、「二十歳未満は少年」という少年法の基本的な枠組みは維持されています。

が求められるが、感染者の急増で保健所はパンク状態で、対応は遅れてしまうのが現状だ。

発熱や咳などの体調不良で医療機関に診察に行き、新型コロナへの感染が分かれば、医療機関は直ちに保健所に報告しなければならない。報告後は、医師も患者に対し、勝手に治療に関わることはできない。それは、重症化の防止や死者の削減に逆行している。

新型コロナを「5類」にして、かかりつけ医や

しても応急処置をしてもらうことができる。自宅やホテルで放置される事態は改善できる。
一昨年の感染拡大当初は、新型コロナがどんな病気かもわからず、隔離優先対策の「2類」相当指定に合理性はあつた。しかし、感染者の約八割が無症状か軽症であり、ワクチンや飲み薬の他、医療機関の感染防御体制が整つた後も、致死率五割のエボラ出血熱などと同様に合理性はない。

<p>炭火焼 焼肉の味来屋</p> <p>鹿児島市天文館</p>	<p>原料づくりから製品づくりまで 絹と共に、「シルクの総合メーカー」</p> <p> MAYUYA 安達株式会社</p> <p>〒990-0301 山形県東村山郡山辺町大字山辺1077番地の2 TEL(代表)(023)664-5063 FAX(023)664-5142 http://www.a-mayuya.jp/</p>	 <p><i>patisserie Mone</i> 廣田 佳宣・靖子 愛知県豊川市諏訪西町2丁目4番地 TEL0533-81-8264</p>	 <p>(株)アイル 志木市本町5-24-21 エスエムビル4F 080-9043-5954</p>	<p>上田板金工作所</p> <p>〒781-0242 高知市横浜西町36-20-6 Tel 090-3784-3277 088-842-4021</p>
--------------------------------------	---	--	---	---

田沼 意次 (上)



商品経済の発展で幕政改革を目指す

歴史家 鈴木 旭

昔から、田沼意次は、政治家や公務員などの賄賂や汚職が話題になるとよく引き合いに出される。しかし、万年赤字の財政改革に取り組み、家康以来の祖法である年貢中心の経済を改め、商人からの税金などで年貢以外からの収入増を図った。商品経済の拡大による成長路線策を推進し、幕藩体制の抜本的改革に着手したもの、理解を得られず挫折している。

新参旗本の二代目
日本の歴史上、田沼意次ほど評価の分かれる人物も珍しい。ある者は「賄賂と腐敗政治の権化」と批判し、他の者は「構想雄大な革新的政治家」と持ち上げる。

意次は、禄高二百万の旗本田沼意行の嫡男として誕生した。父の意行は八代将軍徳川吉宗が紀州藩主の頃、奥小姓を務めていた関係上、吉宗の江戸入りに随行。新たに旗本に取り立てられた。いわば新参者である。

二代目の意次も父意行

同様、江戸では頼るべき筋もなく、肩身の狭い思いをして育つた。ところ

成り上がりの哲学

かわらず、側用人になつた明和四年（一七六七）以来、失脚する天明六年（一七八六）までの二十年間が「田沼時代」と称されるのは何故なのか。

將軍と虎の威を借りた狐であつたことは否めないが、それだけでは権勢を張ることはできない。言えることはまず、何と言つても働き者であったこと。成り上り者が出世するためには黙々と働く以外はない。

一ヵ月の内、二十日間は江戸城内に泊まつて仕事をこなし、たまに屋敷に帰つたとしても来客の応対に明け暮れるという毎日で、夜の十時前に床に就くことはなかつたと

明和六年（一七六九）八月、側用人兼務の老中格に就任した時、頑固一徹の老人、松平武元（上野国館林藩主）が筆頭に座つていた。武元死去後は松平康福（石見国浜田藩主）が筆頭に進み、その後は井伊直幸（近江国彦根藩主）が大老になつた。その間、意次は平取締役のままだつた。

つまり、絶大な権力を握っていたが、意次一人

が幕政を牛耳つたわけではなかつた。それにもか

が、運良く十六歳になつた時に、将軍吉宗の世子家重の小姓に取り立てられる。それから出世街道を歩むことになる。

家重が九代将軍に就任すると御小姓組番頭になり、側衆、御用取次となり、ついには相良一万石（後に五万七千石）の大名に取り立てられ、十代將軍家治の下では側用人となり、老中を兼務するまでになる。

これは前例のないことであり、新参旗本の身でも、人当たりが良い。幕閣の会議では上役や先輩の顔を立て、軽輩の言葉にも耳を傾けた。

その他、口うるさい大奥には付け届けを欠かさず、理屈だけでは通らぬことも知つていた。将军お気に入りの愛妾には特に念を入れ、息の掛かつた奥女中を通じて金品の付け届けや、情報収集を怠らなかつた。その間、意次は平取締役のままだつた。

つまり、絶大な権力を握っていたが、意次一人

が幕政を牛耳つたわけではなかつた。それにもか

かわらず、側用人になつた明和四年（一七六七）以来、失脚する天明六年（一七八六）までの二十年間が「田沼時代」と称されるのは何故なのか。

將軍と虎の威を借りた狐であつたことは否めないが、それだけでは権勢を張ることはできない。言えることはまず、何と言つても働き者であったこと。成り上り者が出世するためには黙々と働く以外はない。

一ヵ月の内、二十日間は江戸城内に泊まつて仕事をこなし、たまに屋敷に帰つたとしても来客の応対に明け暮れるという毎日で、夜の十時前に床に就くことはなかつたと

いなかったのである。

しかし、いくら将軍の

成り上がりの哲学

かわらず、側用人になつた明和四年（一七六七）以来、失脚する天明六年（一七八六）までの二十年間が「田沼時代」と称されるのは何故なのか。

將軍と虎の威を借りた狐であつたことは否めないが、それだけでは権勢を張ることはできない。言えることはまず、何と言つても働き者であったこと。成り上り者が出世するためには黙々と働く以外はない。

一ヵ月の内、二十日間は江戸城内に泊まつて仕事をこなし、たまに屋敷に帰つたとしても来客の応対に明け暮れるという毎日で、夜の十時前に床に就くことはなかつたと

いなかったのである。

しかし、いくら将軍の